

令和2年度米子市社会福祉法人指導監査実施方針

米子市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「市実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、令和2年度に社会福祉法人に対して実施する一般監査において指導監査の基本方針、指導監査の実施計画及び指導監査をすべき項目、その他必要な事項について次のとおり定める。

1 指導監査の基本方針

社会福祉法人の指導監査については、社会福祉法を始めとした関係法令及び厚生労働省通知等に基づき法人運営が適切に行われているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため指導監査を実施することを基本とする。

平成29年度の改正社会福祉法施行後所管法人全ての指導監査を実施し、今年度からは、前回指導監査における指摘事項の改善状況及び経理規程に基づく会計処理の執行状況の確認を主眼とし、指導監査において重点的に確認を行う。

また、不適切な法人経営が見受けられるなど、継続的な指導を必要とする法人については、重点的に指導監査を実施する。

なお、指導監査の実施に当たっては、鳥取県及び米子市関係所管課が行う社会福祉施設監査等との連携を図り、効果的で実効性のある指導監査を実施することとする。

2 社会福祉法人指導監査における確認事項

社会福祉法人指導監査時におけるチェック及び指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づくものとする。

3 指導監査実施計画

- (1) 市実施要綱別表の区分に基づき、今年度指導監査を行うとされた法人に対し、実地において指導監査を行うものとする。
- (2) 指導監査は、概ね令和2年9月から令和3年2月の間に実施するものとする。日程は、対象法人と調整の上、決定する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び法人の状況等を踏まえ、実施日程の変更、見合わせを図るなど可能な限り配慮を行うものとする。また法人の施設及び事業の監査を行う鳥取県所管課等と協働して日程調整を図るなど、可能な限り社会福祉施設監査等と同日に指導監査が実施できるよう努める。

4 指導監査実施体制

- (1) 実地監査は、原則として職員2名以上で行う。
- (2) 法人の資産規模、所管施設数、財務状況、これまでの指導監査結果を踏まえて、総合的に勘案し、必要に応じて、公認会計士等の専門知識を有する者（以下「法人指導監査専門員」という）の随行による指導監査を実施できるものとする。

5 指導監査実施方法

- (1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査ガイドラインに基づき、以下の資料から令和

元年度の法人の運営状況について確認を行う。

ただし、必要に応じて、平成30年度以前及び令和元年度の法人の運営状況について確認を行う。

- ① 平成30年度以前の指導監査結果及びそれに対する是正改善報告（市実施要綱第5条に基づきC区分に分類された法人においては令和元年度分）
- ② 社会福祉法第59条第1項の規定に基づき所轄庁に届け出ることが義務付けられている書類
- ③ 事前提出資料（別紙1）
- ④ 当日準備する資料（別紙2）

6 指導監査における重点項目

(1) 1の基本方針のとおり、平成29～令和元年度に実施した指導監査における指摘事項の改善状況確認と経理規程に基づく会計処理が適正に行われているかを確認するため、特に以下の点について、重点指導監査項目とする。

- ① 指導監査における指摘事項の改善状況
- ② 理事の改選及び理事会の開催状況
- ③ 評議員の選任及び員数の確認
- ④ 経理規程に定める会計処理の執行状況

(2) 所轄庁がその指導監査で指摘した文書指摘事項に対する改善状況について、法人から提出された改善報告書のとおり、実際の法人運営において改善ができているか指導監査において確認を行う。

なお、これまで所轄庁がその指導監査で指摘した文書指摘事項及び不適切な会計処理等において改善が確認できない場合は、改善ができない理由など、詳細な調査による原因を究明して改善の見込みを確認する。

7 指導監査結果の公表等について

- (1) 指導監査当日において、（講評時の立会い等）可能な限り監事の同席を求める。
- (2) 指導監査を行った際の文書指摘事項については、「米子市社会福祉法人に対する指導監査に係る情報の公表に関する要領」に基づき、その結果を公表することとし、指導監査実施通知及び結果通知にその旨を明記する。
- (3) 指導監査実施結果は、指導監査を実施してから速やかに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、社会福祉法に基づき厳正に対処し、指導の実効性を確保する。